

建設環境委員会

平成29年8月28日（月）

午前10時01分～午後3時41分

議会第4会議室

【出席委員】野中宣明委員長、松永幹哉副委員長、山下伸二委員、中山重俊委員、
川原田裕明委員、千綿正明委員、嘉村弘和委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・建設部 志満建設部長
ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について（決算議案審査）

○野中宣明委員長

ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

それでは最初に、4常任委員会による連合審査会の開催についてお諮りいたします。

総務委員会に付託されております第54号議案 平成28年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入全款の審査につきましては、当委員会の付託議案とも関連がありますので、佐賀市議会会議規則第103条の規定に基づき、連合審査会を開催して審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、第54号議案中歳入全款の審査については、連合審査会を開催することに決定いたしました。

次に、審査日程についてでございますが、先ほど決定いたしました連合審査会を含めまして、お手元に配付しております審査日程案のとおり提案させていただいております。

日程について御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議はないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査したいと思います。

なお、先日配付した開催通知には、8月30日水曜日と記載しておりましたが、審査日程では予備日となっております。このとおり審査を行わない場合は、改めて開催通知の変更の通知はいたしませんので、御了承いただきたいと思います。

また、決算審査における執行部の説明については、お手元に配付しております決算審査での説明要領等にて周知されておりますので、事前に御確認をお願いいたします。

次に、現地視察についてでございますが、もし希望がある場合は、マイクロバスの都合もございますので、早目にお申し出ください。

それから、連合審査会時の席次についてですが、正副委員長協議の上、お配りしている席次表のとおりいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、ここで一旦、建設環境委員会は休憩といたします。連合審査会后、午後から再開して引き続き決算審査を行いますので、よろしくお願いたします。

◎午前10時03分～午後1時15分 休憩

○野中宣明委員長

それでは、建設環境委員会を再開いたします。

午前中に御決定いただきました審査日程に従い審査を行います。

審査に入ります前に、執行部におかれましては、委員会は限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ございません。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

次に、委員の皆様に申し上げます。

質疑につきましては決算ですので、その範囲内での質疑をお願いいたします。

特に市政一般や予算に関する質問にならないよう、お願い申し上げます。

また、多岐にわたる質疑をお持ちだと思いますが、一度にたくさんの質疑をされますと、答弁がわかりにくくなります。質疑の該当箇所を示した上で1回につき2問くらいに絞って質疑をしていただければと思います。

なお、このたびの決算議案審査は委員会としての意見提言を数項目取りまとめることになりますので、そこを踏まえた上での審議をお願いしたいと思います。

それでは、建設部に関する決算議案の審査に入ります。

まず、第54号議案 平成28年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第8款第1項から第4項までについて、執行部の説明を求めます。

◎第54号議案 平成28年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出 第8款第1項、第2項、第3項、第4項 説明

○野中宣明委員長

それでは、執行部から説明がございましたので、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

資料19番の220ページ。

河川排水浄化対策費の中の河川排水対策事業、この中で水路浚渫伐採等業務委託と、26

件ありますよね。これは毎年要望が自治会あたりから上がっていると思いますけど、何件ぐらい上がっているのか。そして、この26件についてはどこの箇所なのか。

それから、伐採するところって何年か置きにやっていますよね、水路しゅんせつをね。大体このサイクルがどのくらいで対応されているのか。以上です。

○河川砂防課維持係長

平成28年度の自治会からの要望件数は233件でございます。

続きまして、2点目の26カ所が一体どこなのかということなんですけれども、年間委託を発注しているところが2カ所ございます。

上碓川外除草というのがございまして、上碓川、西部環状線の東側のマックスバリュ付近から若楠自動車学校まで、それと新川上流ということで、県道鍋島停車場線東山田線にある八尻橋から江頭団地入り口交差点まで、あとは水面管理ですけれども、水面管理は12地区、校区ごとに12地区分けて、皆様方から要望を受けた分を対応しています。

あともう一つが、百石堤の除草伐採業務というのがございまして、巨勢川調整池南側の東西に流れています農業用水、一ノ江幹線を含んでおりますけれども、水路敷の堤防除草をやっております。以上です。

○嘉村委員

そうすると、地域要望で上がってきた分については、これ以外ですか、これは入っているでしょう。そうすると、今233件とおっしゃったんですけれども、全部はできないながらも、どういうふうな今後対応されていくような計画されていますか。

○河川砂防課維持係長

平成28年度、しゅんせつ伐採で附帯決議で上がりまして、その分でしゅんせつ伐採、12地区水面管理でやっているところが1,000万円ほど、大体1.4倍程度多くすることができました。

できるだけしゅんせつ伐採の要望があったところは、その100%まではできなくても、できるだけそこに手をつけるように、今努力をしているところです。

○嘉村委員

以前は大体3年に1回ぐらいの目安でされていたんですけれども、実際、現在はもう3年に1回というサイクルじゃないですよ、もっとスパン長いんでしょう。

つまり、伐採とかしゅんせつするところって結構、繁茂するの早いじゃないですか、水草がね。だから、以前は3年に1回ぐらいしゅんせつとか伐採とかしていただいたと思うんですけれども、今、3年じゃなくて4年とか5年ぐらいのスパンになっているんでしょう。違いますか。

○河川砂防課維持係長

昔は5年に一遍程度のサイクルでいってございまして、2年ほど前までは3年サイクルでいくようにしておりました。

平成28年度から、先ほど申しました附帯決議で1,000万円程度ふえて、約1.4倍ふえていますので、その要望の全てをすることはできないんですが、それに見合うように少しでもそこに手をつけるようにして、できるだけ地元の方の要望箇所を対応するように努力をしています。

○千綿委員

済みません、ちょっと資料ナンバーどれか覚えていないんですけど、216ページ、どちらか、17か19どっちかです。

さっき道路を見る、市役所の受付のところに道路の路線名を見るパソコンか何か置いてあつたですかね。置いてあるという説明がありましたね。基本的に、今、ホームページ上に、GISの地図を出しておるじゃないですか。あそこにつけるという話はなかったとですか。

例えば、わざわざ市役所に来て、その路線名を探すよりは自分で例えばスマホだったりパソコンなりでそれを見てから、そこに路線名を書いておけば調べられることですよ。わざわざそこに置いておかんばいかんというのがちょっと解せんとですけど、それが1点。

それと、19の218ページですね、高架橋の賃料の件なんですけど、今度JR九州、上場しましたよね。今まで固定資産税減免していたんですけど、これ減免は多分解けると思うんですけど、JRには今まで市の要望として駐輪場をつくる時は全部市の負担やったやなかですか。そがんとで取る分は取るわけなんですね。いやいや、減免しておるなら逆にこれくらいぐらい少しまけんかという気持ちの少しあるとばってん、そこら辺の、もし何か、何というんですかね。今までずっと払っておるとはわかっておるとですけど、何か、今までは4島の法律があつて、北海道と四国と九州の離島のJRはどうのこうのという話があつて、固定資産税を減免しておったやないですか。今度、上場してそこら辺が変わらないのか、そこら辺ちょっと教えていただきたい。

以上、2点。

○堤道路管理課長

まず、1点目です。

道路台帳のシステムなんですけれども、もうシステム上非常に大きいものであります。それとあと先ほど言われたGISの部分については、路線と路線の情報については、インターネット上で検索できるようになっております。

ただ、道路台帳システムはそれぞれの路線にそれぞれの幅員まで入ったGISのシステムになっていますので、それをインターネット上で公開して見るというのにはちょっとシステム上にも非常に問題があるんじゃないかなというふうには思っています。

○姉川建設部副理事兼道路整備課長

駐輪場の借地の件だと思います。

J Rの高架下につきましては以前からずっと払ってきておりますし、途中値下げもしていただきました。高架下ということで民間にも貸し出されたり、いろんなことをされておりますので、その点については賃借料を払っている状態です。

また、鍋島駅とか久保田駅の駐輪場につきましては、駐輪場設置をさせていただいておりますけど、その分については無料で借地をさせていただいているということで、そういったことでJ Rのほうと話しながら、やっているというふうな状況でございます。

○千綿委員

まず、先ほどインターネット上では難しいと、レイヤーを1つかければいいことですよ、多分。いや、結局、GISでやっていくときに、結局もちろん重たくなるのはしょうがないんでしょうけれども、レイヤー1つふやすかふやさないか、データ量の大きさにもよって動きにくくなるというのはあるんでしょうけれども、なんか、わざわざ市役所に来んばいかんというのが私ちょっと解せんので、そこら辺検討の余地があるんじゃないかなと思うんで、そこはぜひ今後検討していただければと思います。

それと、さっきの、例えば、鍋島駅とか伊賀屋駅。だから工事費は佐賀市が払うとですよ、賃料は無料なんですけど、でも利用者はJ Rですよ。利用する人はJ Rを利用しよとですよ。そいけん、私、前から解せんやったとですよけど、何でJ Rの利用のためにこっちはしてるのに、こっちが工事費払うてせんばいかんとかなくて、非常に私は物すごく違和感を持った思いがあるんですが、そこは、なるべくその駐輪場もJ R利用が主じゃないですか。そいけん、賃料の値下げについては、随時交渉していただければなと思います。だから、もう上場されたわけですから、要は契約案件で仮になってきて、皆さんJ Rを利用しようやなかですかと、そのための整備は佐賀市が利便性を上げるためにしよるとやけん、賃料は少し下げてもよかとやなかという交渉はぜひしていただきたいなと思います。

それと、223ページ、酵素の実験をされたと。酵素の名前は何か。河川砂防課のほうで。

○河川砂防課維持係長

酵素の名前……

(「酵素ていろいろあろうもん」と呼ぶ者あり)

○河川砂防課維持係長

酵素の名前といいますか、酵素というのはそもそも土着菌とか、体の菌を元気にさせる物質でございます、この特別な、これの酵素の名前というのは特別なんですけれども。

○千綿委員

ちなみにその酵素はどこから買っているんですか。

○河川砂防課維持係長

メーカーのほうから、試験的にどうだということで、ちっちゃい機械と一緒に酵素にお

がくずをまぜて、その中に除草くずなどを入れて、分解の実証実験をしてみたらどうでしょうかというお話、私のほうから1回話をして、そういう話をいただきました。福岡の業者です。

○千綿委員

前、環境課のほうで、各小学校に給食の残渣を分解するやつを入れたことあつとですよ、今なかとですよ。今ね。実験されるのは、それをするなどとは言いません。けども、ちゃんと実証してどうだったかということも議会に報告をしてほしいなと思います。

だから、要は事務方で考えたときにやっぱり残渣がなくなって土になってきれいになりましたよというのであれば、それはそれで結構だと思うんですよ。

そのときに考えてほしいのは、酵素とか微生物とかいうのは、いろんなやつがあるとですよ。実際私たちもよく聞きます。これは農業によかですもんねって。ばってんが、いざしてみると大したことなかとですよ。だから、そこはやっぱり、前も実は下水道のときもあつたんですけど、やっぱりある液を使うことで微生物がふえて、汚泥が減りますとかいろいろあつたんですけど、それはそれでされるのはいいんですけども、ちゃんとした結果を、こういう結果でした、これだけお金かけたんですけど、これだけの効果になりましたよという、その投資対効果をやっぱり出してほしいなと思います。そうしないと、実験してそのまま何も結果も私たちわからないで、そのまま何したかわからんという話になったらですね、さっき言ったように小学校の生ごみ堆肥の機械なんかもうないですよ、今。もう十数年前に一遍したんですけど、あれどうなったと言ったら、環境部も知りません。そんなレベルじゃいかんと思いますので、研究されたのであれば、今後それをされていくのかどうかというのはやっぱり検討しなきゃいけないと思うんですが、そこら辺どうなんですか。

○河川砂防課維持係長

昨年度、もう一つ前よりも1.3倍ほどちょっと多く雨が降りました。しゅんせつ泥に消石灰を余計まぜてしまったということもあって、なかなか実験も外でやっているものから、外気温とか、湿度等の管理が難しく、結果、佐賀大学の先生のお話を聞いたときは、消石灰がかなりまじっていたので、平成28年度の消石灰がまじった結果を踏まえて、平成29年度は消石灰を入れないしゅんせつ泥を使って、その比較をやってみようということで、アドバイスをいただきまして、今年度も、実証実験をやりたいと思っています。

○千綿委員

いや、実験自体するなどとは言いません。でも、消石灰とかまぜると、強アルカリになってしまうので、基本的に菌とかが死んだりするわけですよ。当然佐賀大学の先生の染谷教授などもいらっしゃいますから、微生物の権威の方たちが多分アドバイスしていただいていると思うんですけども、やっぱりするならちゃんとした結果をやっぱり議会にもぜひ報告をしていただきたいなと思います。よろしくします。以上です。

○川原田委員

資料番号19番の211ページなんですけれども、空き家等対策事業なんですけど、報告の中で危険空き家等除却費助成4件の145万6,000円ですか、この緊急安全措置というのは大体どのような措置をやられたのか、ちょっと詳しくお話いただけますか。

○柿原建築指導課長

緊急安全措置の4件でございますが、1つは、ひさしの瓦が重たかったので、道路側にありましたので、それを落としました。もう一つは、壁が一部ちょっとぺらぺらしていましたので、それを外しました。もう一つは壁がもうめくれて、中が穴があいたままになっていましたので、それは合板等で塞ぎました。4つ目は、瓦が落ちかけていたんで軽い網をかけました。以上で、4件行っています。

お金としては、最低限の措置を行った結果、不用額が出ております。

○川原田委員

実は私の地元にも今言われたようなやつが、ほとんどその対象になるような物件があります。ちょっと見て回ったところ、周辺にコーンを置いてそこに入らないようにと、それも一つの安全対策に入るのかなというふうに思ったんですけど、これは非常に危険な状態のやつでありまして、ここに記載されていますように、やはり管理義務者がですね、管理義務者がきちっと判明しないとなかなか動けないのかなというふうなことで今、そこを次々やっています。今、何とかつかみかけているんですが、もうそれ以前にあそこは非常に狭い通学路で、物すごく危険だということですから、どういう状況だったらこの解体費の助成が——例えば管理義務者が、その家がですね、非常に複雑でなかなかこの先へ進みませんが、例えば、義務者のうちの1人でもそういうふうにやっていただけますかということになると、少しは助成なんかのちょっと検討に入れるのかどうか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○柿原建築指導課長

助成のことについてですけれども、条件としてありますけれども、その方がその条件に当たっておりましたら、できます。ただし、所有権がありますので、皆さんの承諾というのは必要と考えております。

○川原田委員

ですから、そこまでやっていると幾ら時間があってもですよ、全部印鑑をもらうとか承諾をもらうというその間に恐らく崩れます。間違いなく。それでもやっぱりそこまでやらないとだめなのかというのをちょっとお伺いしているんですよ。

○建築指導課空き家対策室長

御質問の解体費助成については、こちらのほうで特定空家の基準というのをつくっております。その危険な空き家というものに該当するもので、ほかに申請者の要件があるんですけども、その中で今議員おっしゃったとおり、所有権を持たれている方の同意という

のを1つ挙げております。中には大変危険なものについて、恐らく先ほど言われたのは緊急安全措置の部分も同時に言われてあったかと思うんですけれども、場合によっては所有者が判明していないものについては、現地の確認をした上で安全措置を実施することになるのかと思っております。

ただ、解体をしてしまう場合は、やはり財産権もございますので、権利を持たれている方の同意というのはやはり必要になってくるかと思っておりますので、並行しながら対応をさせていただければと思います。

○川原田委員

わかりました。とにかく今進んでいる状況を担当の方に説明しながら対応していかなければと思いますけれども、間違いなく何かあったら恐らく市の責任だということに——私が言わんとしていることは担当の方はおわかりかと思っておりますので、よろしく、後で個別に御相談に参ります。

○山下伸二委員

少し補足というか、関連での質問になるんですけれども、先ほど嘉村委員が言われた220ページのしゅんせつ伐採の関係なんですけれども、これ平成27年度の決算のときの附帯決議で平成28年度から予算を増額していただいていると。状況については今、説明があったんですけれども、対応できなかった部分についての次年度に、例えば、伸びる場合の申し出者、自治会の対応等についても附帯決議の中で対応するよという要請をしていたと思うんですけれども、その辺のところの説明については、自治会等へちゃんとされているのかどうかということと、その3つ下のナガエツルノゲイトウの関係ですが、これはずっと毎年毎年予算が上がってきているんですけれども、抜本的な対策等もいろんな方策を講じられているようですが、実際、要は広がっているのか、現状維持なのか、減っているのか、その辺のところがわかれば教えていただきたいんですが。

○河川砂防課維持係長

1点目の質問なんですけれども、附帯決議で1,000万円上がっておりますが、100%、先ほども説明した100%という対応がなかなかできていない部分もございますので、それは必ず翌年度にここまでお願いしますというのを、これまでさせてくださいと、この残りについては翌年度しますという努力はさせていただいています。で、自治会長にはちゃんと説明させていただいています。

それと、もう一点なんです、ナガエツルノゲイトウは開成小学校の西側から、嘉瀬の森林公園まで河川砂防課の範囲として生えています。実際、繁茂の率がどうなのかという質問なんですけれども、開成小学校付近の鍋島駅上流までは水路が非常に狭いものですから、そちらはセメント改良をやりました。セメント改良をやって繁茂率は確かに少なくはなっています。でも、それ以下の鍋島駅から南側のところは水路幅が広いものですから、なかなか根から取るとか、セメント改良をするというのがなかなか難しいものですから、

できるだけ範囲を広くならないように、取るときには必ず下流側に流出防止ネットを引いて、取っているという状況です。

○山下伸二委員

ということは、もう対症療法的な対策しか現在のところは、そういった川幅が広いところはですね、そういったところにはそういう対応しか今できていないということですか。

○河川砂防課維持係長

そうですね、川幅の広いところののり面に生えている分については防草シートで、大阪で防草シートをひいて3年で枯死するという実績がございます。ただ水面に生えているところは日本全国でも100%防除しているところはございませんので、できるだけセメント改良というのをやりたいんですけども、セメント改良は漁協から、漁期が終わってからということていろいろ条件が出ています。それと川幅が広いところの水をからからにするというのなかなか難しいものですから、今はできるだけ狭い水路についてはセメント改良プラスの防草シート、広い水路については、それ以上範囲を広くしないように、できるだけ小まめに取るという対策をとらせてもらっています。

○千綿委員

ちょっと川原田委員の関連になるんですけど、資料19の211ページですね、老朽危険家屋の相談が111件とありますよね。指導が57件になっているんですが、老朽危険家屋というのは住んでいなくて危険度が高い空き家ですよね。残りは指導も何もしていないということなんですか。この川原田委員が言われておった該当するところも私も頼まれたことがあるので、非常にもう屋根は落ちて、猫はすみついているわで、地権者と市役所が交渉はされているようですけども、全然進んでないですね、もう1年以上、1年半ぐらいたちますよね、基本的に。例えば、もちろん措置法によると、やっぱりその審議会の中で決定して勧告とかするんでしょうけれども、指導だけで終わっているという認識なんですか、その111件の中の57件しか指導はしていないということは、残りはどうなっているんですか。

○建築指導課職建築指導課空き家対策室長

相談件数と指導件数の差異についてなんですけれども、相談を受けたもので、現場を見に行くと、今議員おっしゃられているひどいものについてはもちろん指導しているんだろうと思うんですけども、中には本当に相談を受けて現場に行くとその程度に至っていないものも実際ございます。そこについては、場合によっては、連絡とれるところは口頭で指導を行っているものもございますので、件数にカウントしていないものがあります。

基本は、通報があって危険なものについて、所有者がわかるものについては少なくとも文書を出しております。ただ、中には本当に送付先がわからないものについては、こちらのほうで継続的に、安全措置等を検討しながら対応しているものもございますので、全てが指導文書を送った件数にはカウントをされていない状況でございます。

○千綿委員

一応老朽危険家屋と書いてあるじゃないですか。今度、要するに特措法ではそのちゃんとランクを決めて危険家屋と判明されたら、例えば、こうしなさい、ああしなさいという話があるじゃないですか、審議会の中でお話は今されているとは思いますが、でも、現況もうそういうのがあるわけですよ。それを、もう壊れかけて寸前まで行っているにもかかわらず、1年半以上放置されてるということで相談を私も受けたわけですね。それからいっちょん進んどらんということは何なのという話なんです。あなたたち議員何しよっとししか言われんわけですね、正直。相談はされて、いやいや、つないでいますけれども、向こうとは交渉しているでしょうけれども、でも、これ、あと15年すれば30%になるんですよ、空き家。市役所だけじゃ対応できませんよ、基本的に。そこはやっぱりもう少し考えてもらわないかんですよ。私たちに言われても、投げて結局進まない。おまえどん何しよっとやとしか言われんわけですよ。私たちはここで言うしかなかわけですよ、何しよっとやて。正直。いやいや、本当にそうですよ。もう1年半進まない状況が続いているにもかかわらず、そういった形でやっているのであれば、もう少し考えてもらわないかんと思うんですけれども、いかがですか。

○建築指導課空き家対策室長

指導を行っているものについても、言われているとおり、協議会があるんですけれども、協議会では勧告を行うレベルから以降は一応協議会のほうに報告した上で対応しております。ただ、危険なものがわかった場合は直ちに指導までは行っていますので、その中で、ちょっと相手方が対応されない部分についてはなかなかちょっと強制的にしていこうというところも難しい部分ございますけれども、特措法ができていますので、法に基づいて厳しく対応を、所有者のほうには働きかけをしていきたいと思っています。

○千綿委員

いや、だから、言っているのは、もう勧告もせんばいかん時期に来とつとやなかですかと。協議会もつくっておるわけでしょう。つくっておるわけでしょう、現況写真見せてですよ、その写真見せて、これは危なかって誰でん思うじゃなかですか。もう勧告もせなおかしかりょうというごたところが勧告がなっていないからですよ。

だから、そこはね、いつまでも放置しておたらいかんと私は思いますけど。そこはちゃんともう特措法でも決まっておるし、協議会もつくっているわけだから、勧告は勧告としてやらないかんところはせないかん。そうしないと進みませんよ。

○柿原建築指導課長

千綿委員のおっしゃるように、適正なやり方で手続を進めていきたいと考えております。先ほど申しましたように、やっぱり所有権というのは強いものですから、頑張っていきたいと。

○千綿委員

いや、所有権強いのはわかりますよ。だから、所有権を奪えとか言っていないじゃない

ですか、勧告ばしてようなかですかと、何もしていないでしょう、指導だけでしょう。そいけん、その協議会にかけて、もう勧告をやりましょうと。基本的にそういったところもね、要するに、例えば、徴税のほうでは税金、固定資産税とかなんとか滞納したらすぐ裁判かけよるじゃないですか、極端な話がですよ。今までそれが、別にその所有権をもらおうとか、そういうふうなものじゃないんですよ、適正に管理をしてくださいという勧告を出すわけだから、そこはもう出していかないと。周りの人が迷惑するんですよ。

だって、管理義務は所有者があるわけですから、そこはちゃんとしてもらうということをして市役所が勧告するというのを何で出さないのかというのが私は不思議でならんとですよ。

○柿原建築指導課長

済みません、適正に勧告と命令と行っていきたくて考えております。

○松永幹哉副委員長

211ページの住宅の建築耐震の補助ですね、耐震化。多分、熊本地震の後にふえたという話だったと思うんですけど、これちょっと詳しく予定戸数をどれぐらいにしていたのか、それから、診断の広報とか、それから金額、その審査の補助の対象になる部分とか、そういうふうな詳しいところを少しいいですか。

○柿原建築指導課長

耐震の診断補助、これは診断の補助ということになりますけれど、昭和56年5月31日以前の建物ということになります。

まず、診断を行うと。そのうちクリアできているもの、クリアできていないもの当然ありますけど、診断を行うということで、当初予算としましては、住宅を3件、共同住宅を2件というふうに考えておりました。

熊本地震と県の働きかけもありまして、耐震診断の拡充が行われました。それによって、今まで金額とかを統一できていなかったのが、設計者というのがですね、設計者が診断してそれぞれちょっと金額が少しずつ違っていたんですけど、それを統一して、拡充ということで6分の5ですね、所有者に6分の5の補助を行うということになっております。所有者の手出しとしては、図面がある場合には1万円、図面がない場合には1万5,000円というふうになっております。

(「6分の5で1万円」と呼ぶ者あり)

ごめんなさい、先ほど申し上げた統一されましたので、6万円と9万円にまず統一が行われました。金額がですね、耐震診断費が6万円と9万円に統一され、6分の5の補助が行われますので、最終的な所有者負担は、図面がある場合には1万円、図面がない場合は、1万5,000円ということになっております。

○松永幹哉副委員長

この診断に対する補助の周知、市民に対する周知、これは徹底しているんですかね。

○柿原建築指導課長

県のほうで提出されていますから、佐賀新聞で県内拡充しますという話で載っていますし、私どものほうのホームページにも載せております。

○松永幹哉副委員長

あと、これは平成28年が極端に一般住宅がふえただろうと思うんですけど、その前後からその推移というのは。その年だけだったんですか、21件。

○柿原建築指導課長

平成27年はゼロ件でした。平成26においては1件とか、平成25年から始めておりますけど、全部合わせても10件程度しかなかったのですけれども、やはり拡充のおかげでアップしています。

○松永幹哉副委員長

215ページですけど、自歩道のLED化。316灯今回やって、トータルで27%ということですか。

○堤道路管理課長

全体で27%ですね。

○松永幹哉副委員長

これは27%で電気料金と、それと維持管理費、これはどれぐらい削減になっていますか。

○堤道路管理課長

維持管理費で電気料ですけれども、ちょっと一概にはちょっと言えないんですけども、1灯当たりで一月大体20円ぐらい、これまでに400万円ぐらいの、1灯当たりの計算では出てきます。電気料だけをですね、1灯当たりの電気料で計算した場合には。ただ、全体の額については、ほかのいろんな電気料等も含んでおりますので、一概には言えませんけれども、これまでの電気料分でいきますと——ちょっと待ってください。

○道路管理課副課長兼維持係長

蛍光灯をLEDにかえると、電気代だけで言わせていただきますと、ランクが2ランク電気代のランクが下がりますして、年に約2,000円、1基当たり安くなります。

○松永幹哉副委員長

結局316灯で幾ら。一概に言えんのかな。

○道路管理課副課長兼維持係長

316灯かえまして63万2,000円、電気代が安くなっております。

○松永幹哉副委員長

これは今27%のLED化ですけれども、いつまでにこれかえてしまう予定だったんですかね。

○堤道路管理課長

今の計画では平成35年度までに100%を目指しております。

○柿原建築指導課長

先ほど答えた中で、平成25年度より耐震診断の民間補助を行っているというふうに答えたいと思いますけど、平成21年に修正をお願いします。

件数についてですけれども、先ほど申しましたように、戸建ては平成27年度までは10件程度でございます。

○松永幹哉副委員長

そしたら、今までのトータルと今後の予定、もちろん耐震診断は今からふえてくると思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えてあるんですか。

○柿原建築指導課長

今後の予定は、平成29年度はもう10件ほど計画をされている方がおられるようです。予算としては30件程度つけております。

○黒田委員

19番の214ページ、通学路合同点検対策事業という工事請負費ですね、6件。できたら、どういう形で、どういう工事をしたというのがわかれば。誰かわかるかな。

○堤道路管理課長

工事ですけれども、旧市内の場合はエリアを2つに分けて、その中で、それぞれ点検した内容について、工事を行っております。

内容につきまして、旧佐賀市でいいますと、その1とその2とございまして、旧市内で9校区、巨勢、循誘等の9校区で行っております。ラインの復旧、ミラーの設置、交差点の中心の鋸、転落防止柵、ラインの新設、ミラーの新設、あとカラー舗装等を行っているところです。それとあと北部地区と南部地区になりますけれども、それぞれ南部地区で2校区、北部地区で3校区を行っております。ほとんどがラインの設置と、歩道がない場所におけるカラー舗装等を行っているところです。

○黒田委員

全部で、このグループでちょこちょこしていきよって、何か所ぐらいした、全部足すと何か所ぐらいになるのかな。

○堤道路管理課長

箇所それぞれ大きさというか、工事の規模が大分違いますけれども、校区として、1校区1カ所としまして、全体で14校区に対して対象の工事を行っております。

○野中宣明委員長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もございませんので、どういたしましょうか、休憩入れますか。そしたら、10分間休憩入れたいと思います。再開は45分ということで、よろしく申し上げます。

◎午後2時37分～午後2時47分 休憩

○野中宣明委員長

それでは、再開をいたします。

次に、第8款第5項及び第6項について執行部の説明を求めます。

◎第54号議案 平成28年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出 第8款第5項、第6項
説明

○野中宣明委員長

それでは、執行部から説明がございましたので、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

19の資料の227ページ、この43条の認可の部分は多分50戸連檐だと思うんですが、もう50戸連檐が始まって結構たちますよね。もう白地がだんだんもうなくなってきつつあると思うんですが、どういう様子、今までの件数から見てですよ、あとどのくらいと、予定というんだらうか、この年が何件かな、全部で127件なんですけど、最高5,000平米までですよ、たしか。まず、50戸連檐でいいという感覚でいいのか、127件の申請数が。

ちなみに、例えば、戸数、家の数、どのくらいかはわかるのかどうか、ちょっと教えてください。

○建築指導課副課長兼開発審査係長

50戸連檐に関する御質問ですけど、先ほど言われた43条というのは、宅地からの建築許可なので、主に既存宅地とか、そういうものが多い。で、50連檐分譲とかそういう開発行為のことを言われているんですかね。

○千綿委員

ここに書いてあるのが、例えば、開発申請関係であるので、例えば、50戸連檐がどれかに当てはまるのかどうかをちょっと確認したい。

○建築指導課副課長兼開発審査係長

50戸連檐の主なものは、面積ベースでいけば、分譲開発ですね、主に農地から分譲開発をされているんですけど、その割合が非常に多くなっております。その分譲開発の部分は29条のですね、分譲開発について言えば、29条の84件のところでですね、平成28年度の分譲開発は、50戸連檐の分譲開発が、この84件は開発行為全体の数なんですけど、そのうち分譲開発は40件になっております。

○千綿委員

今までずっと多分、開発結構進んできたと思うんですが、もう白地がなくなりつつあるので、だんだん減少傾向ではあるんですよ、たしか。例えば、昨年、今後50戸連檐を、何か継続していくのかどうかという検討もそろそろ始める時期ではないかなと個人的には思っているんですよ。だから、そこはそういう議論をされたのかどうかをちょっとお尋ねしたいんですが。

○建築指導課副課長兼開発審査係長

50戸連檐制度が平成20年7月に施行して、大体9年ぐらいたってきましたので、内部では実績に関して検証作業をしております。ある程度、やはりこういう農地からの分譲開発というのが、ちょっとかなり周辺調整区域にばらついて活発に行われているという検証をしておりますので、今後、都市計画上どうしていくべきかという検討をする必要があると考えております。

○千綿委員

235ページなんですけど、吉野山キャンプ場の中に下水道加入金とありますね、あそこ下水道区域やなかでしょう。

○岩永北部建設事務所長

浄化槽を設置しましたので。市営浄化槽というですかね、その加入金です。

○野中宣明委員長

はい、ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑もございませんので、次に、第11款第2項について執行部の説明を求めます。

◎第54号議案 平成28年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出 第11款第2項 説明

○野中宣明委員長

それでは、執行部から説明ありましたので、委員の皆様方の質疑を受けいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もございませんので、建設部の審査はこれで終わります。

◎執行部退室

○野中宣明委員長

それでは、本日の決算議案審査に関して現地視察の御希望はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしという御意見も出ておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。じゃ、なしということで、させていただきます。

次に、本日の決算議案審査において委員会としての意見提言を取りまとめる案件の候補、ということで、さらに協議検討が必要な案件はございますでしょうか。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○野中宣明委員長

それでは、河川のしゅんせつの分ですね、それと空き家対策、空き家の適正管理ということで、この2つを一応ちょっと候補で挙げさせていただきます。これは、説明と資料提

供、この辺の必要というものをちょっと考えていかなきゃいけないんですけども、まず再説明を受けるということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、本日の審査はこれで終了します。

あしたは午前10時ですね、よろしくお願いします。